

経済安全保障法制に関する有識者会議の開催について

令和4年7月25日
内閣官房長官決裁
令和5年11月8日
一部改正
令和7年4月9日
一部改正案

1. 趣旨

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(令和4年法律第43号。以下「法」という。)に基づき、安定供給確保基本指針(法第6条第1項)、特定社会基盤役務基本指針(法第49条第1項)、特定重要技術研究開発基本指針(法第60条第1項)及び特許出願非公開基本指針(法第65条第1項)の案を作成するに当たって意見を聴くとともに、法の施行その他必要な事項について意見を聴くため、経済安全保障法制に関する有識者会議(以下「会議」という。)を開催する。

2. 構成

- (1) 委員は、別紙に掲げる者により構成する。
- (2) 会議の座長は、互選により決定する。
- (3) 座長は、委員の中から座長代理を指名することができる。
- (4) 会議は、必要に応じ、専門的な知見を有する学識経験者等を臨時委員として参加させることができるほか、関係者に出席を求めることができる。

3. 庶務

会議の庶務は、内閣官房及び内閣府において処理する。

4. その他

前三項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

附 則

会議の開催に伴い、「経済安全保障法制に関する有識者会議の開催について」(令和3年11月26日内閣官房長官決裁)は廃止する。

(別紙)

経済安全保障法制に関する有識者会議 構成員

(五十音順)

青木 節子	千葉工業大学 審議役・特別教授
阿部 克則	学習院大学法学部 教授
上山 隆大	政策研究大学院大学 客員教授
大橋 弘	東京大学大学院経済学研究科 教授
兼原 信克	公益財団法人笹川平和財団 理事
北村 滋	北村エコノミックセキュリティ 代表
小柴 満信	経済同友会 幹事
小林いずみ	ANA ホールディングス株式会社 社外取締役
角南 篤	公益財団法人笹川平和財団 理事長
土屋 大洋	慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科 教授
長澤 健一	高岡 IP 特許事務所 顧問、大阪工業大学 客員教授
畠山 一成	日本商工会議所 常務理事
羽藤 秀雄	住友電気工業株式会社 代表取締役 副社長
原 一郎	日本経済団体連合会 常務理事
松本洋一郎	東京大学 名誉教授
三村優美子	青山学院大学 名誉教授
宮園 浩平	総合科学技術・イノベーション会議 常勤議員
渡井理佳子	慶應義塾大学大学院法務研究科 教授
渡部 俊也	東京科学大学 副学長（研究・イノベーション本部）